

令和2年3月4日

実習実施者
監理団体 各位

外国人技能実習機構

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により技能実習責任者の養成講習の受講が困難となった場合の取扱いについて

令和2年4月1日以降、全ての技能実習責任者については、過去3年以内に養成講習を修了した者であることが必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響による養成講習の開催延期等により、令和2年3月31日までに技能実習責任者に養成講習を受講させることが困難となった実習実施者が、技能実習計画の認定申請を行う場合には、当初の受講予定と今後の受講見込みを記載した資料を添付の上、申請をお願いします。

また、講習を受講した後、養成講習を修了したことを証明する書類を速やかに提出するようお願いします。

その他ご不明な点については、地方事務所あてにお問い合わせください。

令和2年3月4日

監理団体許可申請予定者 各位

外国人技能実習機構

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により外部役員又は外部監査人及び監理責任者の養成講習の受講が困難となった場合の取扱いについて

令和2年4月1日以降、監理団体の外部役員又は外部監査人及び監理責任者については、過去3年以内に養成講習を修了した者であることが必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響による養成講習の開催延期等により、令和2年3月31日までに外部役員又は外部監査人及び監理責任者に養成講習を受講させることが困難となった団体が、監理団体の許可申請を行う場合には、当初の受講予定と今後の受講見込みを記載した資料を添付の上、申請をお願いします。

また、講習を受講した後、養成講習を修了したことを証明する書類を速やかに提出するようお願いします。

その他ご不明な点については、本部事務所あてにお問い合わせください。